

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第1四半期)

自2022年6月1日
至2022年8月31日

株式会社Globe

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	12
(2) 四半期損益計算書	13
第1 四半期累計期間	13
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸殿
【提出日】	2023年5月11日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）
【会社名】	株式会社Globee
【英訳名】	Globee Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 幾嶋 研三郎
【本店の所在の場所】	東京都港区東麻布一丁目7番3号 第二渡邊ビル4階
【電話番号】	03-6230-9016
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 指田 恭平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東麻布一丁目7番3号 第二渡邊ビル4階
【電話番号】	03-6230-9016
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 指田 恭平

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計期間	第8期
会計期間	自2022年6月1日 至2022年8月31日	自2021年6月1日 至2022年5月31日
売上高 (千円)	215,985	709,387
経常利益 (千円)	49,561	62,355
四半期（当期）純利益 (千円)	30,267	54,410
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	32,476	32,476
発行済株式総数 (株)	4,886,000	4,886,000
純資産額 (千円)	130,440	100,173
総資産額 (千円)	645,914	648,869
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	6.19	11.14
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	20.2	15.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、第8期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第8期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または有価証券届出書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産につきましては、前会計年度末に比べ2,954千円減少し、645,914千円となりました。これは主に、ソフトウェア資産が14,797千円増加、前払費用が4,980千円増加した一方で、現金及び預金が法人税等の支払い等により34,508千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債につきましては、前会計年度末と比べ33,221千円減少し、515,473千円となりました。これは主に、長期借入金が11,664千円減少、未払消費税等が9,982千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産につきましては、前会計年度末と比べ30,267千円増加し、130,440千円となりました。これは主に、四半期純利益30,267千円によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期会計期間につきましては、abceedのサービス改善と販売拡大に注力し、一般ユーザー、法人等の有料会員数の獲得を図ってまいりました。第1四半期末時点において、有料会員数は5.6万人となっており、前会計年度末時点からはほぼ横ばいで推移しております。第1四半期会計期間中は、語学学習者の学習意欲などの要因により、一般ユーザーの新規有料会員数の獲得が年間で最も低迷する時期となりますが、概ね計画通りの有料会員数を確保しております。法人向けについては、営業体制を強化したことが奏功し、前会計年度末時点から企業・大学等の導入数を伸ばし、第1四半期末時点で累計220件まで伸長しております。中学校・高校では現場での活用が進み、学校現場からの要望、フィードバック等を踏まえてサービス改善を図りつつ、2023年4月からの新規導入及び既存利用校の更新を目指して、提携先の教科書出版社と協働して、販売の拡大とフォローアップを図っております。abceedのサービス改善においては、ユーザビリティの向上に資する機能改善や品質の向上に取り組んだほか、当社の解説・講義動画コンテンツや当社独自のTOEIC®模擬試験や単語帳などのオリジナルコンテンツの開発に注力いたしました。さらなる多様な、他分野のコンテンツに対応するべく、コンテンツホルダーとの協議を進めるなどの取組みを実施してまいりました。

このような状況のなか、当第1四半期累計期間の業績は、売上高238,420千円、営業利益49,856千円、経常利益50,113千円、四半期純利益30,818千円となりました。

	ユーザー数	有料会員数 (期末時点) (注1)	対応タイトル数
2020年5月期末	116.5万人	1.2万人	243
2021年5月期1Q末	126.9万人	1.5万人	266
2021年5月期2Q末	141.7万人	2.0万人	303
2021年5月期3Q末	158.8万人	2.3万人	336
2021年5月期末	179.7万人	3.2万人	380
2022年5月期1Q末	195.8万人	3.3万人	396
2022年5月期2Q末	213.5万人	3.8万人	421
2022年5月期3Q末	233.1万人	4.5万人	476
2022年5月期末	257.6万人	5.7万人	550

	ユーザー数	有料会員数 (期末時点) (注1)	対応タイトル数
2023年5月期1Q末	276.0万人	5.6万人	616

	導入法人数	
	期中利用数 (注2)	累計 導入数
2020年5月期末	4件	4件
2021年5月期末	74件	75件
2022年5月期末	177件	203件
2023年5月期1Q末	142件	220件

(注1) 有料会員数に関する季節性要因を補足いたします。1Qは、4Qにおける4月に実施するProプラン割引キャンペーンによる大幅増による反動減、英語学習者の学習意欲等の変動による年間を通じた閑散期であることを要因として増加幅は相対的に少ない、もしくは若干の減少となる傾向にあります。4Qは例年4月に一般個人向けのProプラン割引キャンペーンを実施するため大幅に会員数を増加させる傾向にあり、加えて学校（中学校・高校）における新年度の新規会員数が追加されます。

(注2) 期中に有料で利用された法人数を記載しております。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期累計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が認識する優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期累計期間において、当社が定めている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （2022年8月31日）	提出日現在発行数（株） （2022年10月15日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,886,000	4,886,000	東京証券取引所 （グロース）	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	4,886,000	4,886,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2022年8月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1 従業員 8
新株予約権の数（個）	38,294 [] （注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式38,294 [] （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250円 [] （注）2
新株予約権の行使期間	2024年8月26日から2032年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 250円 [] 資本組入額 125円 []
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡にあたっては、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.

※新株予約権の発行時（2022年8月25日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1株とする。当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- (注) 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額に当該新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
 - (i) 上場日以降、割当てられた権利の 3 分の 1 について行使することができる。
 - (ii) 上場日から 2 年が経過する日以降、割当てられた権利の 3 分の 2 について行使することができる。
 - (iii) 上場日から 3 年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

(注) 4. 新株予約権の取得事由及び条件

- ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(注) 5. 組織再編行為時の取り扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 1. に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注) 2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注) 3. に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
(注) 4. に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2022年6月1日～ 2022年8月31日	—	4,886,000	—	32,476	—	32,476

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,886,000	48,860	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式です。なお、単元 株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,886,000	—	—
総株主の議決権	—	48,860	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年6月1日から2022年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	450,388	415,879
売掛金	104,638	105,579
前払費用	68,308	73,289
その他	0	1,263
流動資産合計	623,335	596,012
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	19,133	19,133
工具、器具及び備品	4,833	5,924
減価償却累計額	△7,893	△8,589
有形固定資産合計	16,072	16,468
無形固定資産	—	23,188
投資その他の資産		
出資金	50	50
敷金及び保証金	1,200	1,200
長期前払費用	186	109
繰延税金資産	8,024	8,885
投資その他の資産合計	9,461	10,245
固定資産合計	25,533	49,901
資産合計	648,869	645,914
負債の部		
流動負債		
買掛金	65,571	64,763
未払金	21,597	16,091
未払費用	8,667	9,979
1年内返済予定の長期借入金	46,656	46,656
契約負債	321,360	314,073
賞与引当金	14,675	8,999
未払消費税等	18,556	8,573
未払法人税等	15,968	20,154
その他	1,061	3,265
流動負債合計	514,115	492,557
固定負債		
長期借入金	30,030	18,366
資産除去債務	4,550	4,550
固定負債合計	34,580	22,916
負債合計	548,695	515,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,476	32,476
資本剰余金		
資本準備金	30,476	30,476
資本剰余金合計	30,476	30,476
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	37,221	67,488
利益剰余金合計	37,221	67,488
株主資本合計	100,173	130,440
純資産合計	100,173	130,440
負債純資産合計	648,869	645,914

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自2022年6月1日 至2022年8月31日)
売上高	215,985
売上原価	115,148
売上総利益	100,837
販売費及び一般管理費	51,503
営業利益	49,333
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	0
雑収入	540
営業外収益合計	542
営業外費用	
支払利息	236
支払手数料	77
営業外費用合計	313
経常利益	49,561
税引前四半期純利益	49,561
法人税等	19,294
四半期純利益	30,267

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年6月1日 至2022年8月31日)
減価償却費	1,185千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)
一時点で移転されるサービス	12,763
一定の期間にわたり移転されるサービス	203,222
顧客との契約から生じる収益	215,985
外部顧客への売上高	215,985

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2022年6月1日 至2022年8月31日)
1株当たり四半期純利益	6円19銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	30,267
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	30,267
普通株式の期中平均株式数(株)	4,886,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023 年 4 月 28 日

株式会社 Globee

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

藤本 浩巳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

島津 慎一郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Globee の 2022 年 6 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日までの第 9 期事業年度の第 1 四半期会計期間（2022 年 6 月 1 日から 2022 年 8 月 31 日まで）及び第 1 四半期累計期間（2022 年 6 月 1 日から 2022 年 8 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 Globee の 2022 年 8 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 1 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上